

姉妹クラブ締結同意書

国際ロータリー第 3420 地区バリ・ヌサドゥアロータリークラブ並びに国際ロータリー第 2580 地区東京麹町ロータリークラブ(以下「両クラブ」という)の役員及び会員は、姉妹クラブの連盟関係の締結が、奉仕の理念で結ばれた職業人による、世界的ネットワークを通じた国際理解、親善及び平和の推進を一層促進するものであることを確信している。

また、両クラブの役員及び会員は、ロータリーの行事を有意義なものとするクラブ奉仕、地区奉仕、職業奉仕、国際奉仕、新世代奉仕及びポリオ根絶に関して、姉妹クラブの連盟関係の締結が、これらに係る各プロジェクトに協力して取り組むためのアプローチを策定する具体的な第一歩となることを強く認識し、かつ共有している。

両クラブの役員及び会員は、上記各点に係る相互理解及びコミットメントを書面化するため、姉妹クラブ締結同意書(以下「本同意書」という)を取り交わすことに同意した。

以上を踏まえ、上記の約束及び本同意書に記載される相互の約定を約因として、両クラブは、次のとおり合意する。

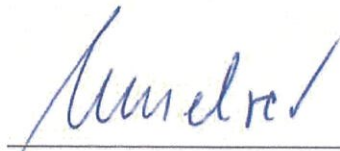
- (1) 両クラブは、本同意書の趣旨及び目的を遂行及び履行するため、相互理解及び友好親善の増進並びに合同プロジェクト(今後合意するものも含む)の実行に向けて、それぞれ多大な貢献を行うこと
- (2) 両クラブは、共通の関心を有するプロジェクト及び活動(グローバル補助金を含むが、これに限られない)について、互いに協調し、かつ協力すること
- (3) 両クラブは、会員間の訪問往来を促進すること
- (4) 両クラブは、ロータリー活動に係る出版物や情報を定期的に交換すること
- (5) 両クラブは、ロータリー年度につき少なくとも1回、お互いの同意を前提として、実現可能な限りにおいて、本同意書の調印を記念する合同会議を開催すること。ただし、開催場所については、隔年で両クラブの所在地域とするか、それ以外の地域(オンラインによる実施も含むが、これに限られない)とするかにつき、両クラブの会長の同意に基づき決すること
- (6) 両クラブは、互いに、相手方に正式かつ事前に通知する限りにおいて、他ロータリークラブとの姉妹クラブ締結を何ら制約されるものではないこと

- (7) 本同意書の有効期間は締結日より1年とすること。また、有効期間満了の30日前までに更新しない旨の通知をしない限り、更に1年間同条件で延長されるものとし、その後も同様とすること
- (8) 両クラブは、いつでも、相手方に対して30日前までに通知することにより、本同意書を解約することができること

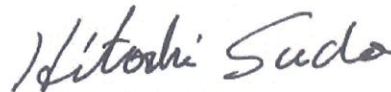
上記の合意を証するため、両クラブの代表権を有する各会長は、2021年2月1日、本同意書に署名した。

バリ・ヌサドゥアロータリークラブ

東京麹町ロータリークラブ




Karl-Heinz Schmelzer
会長



Hitoshi Sudo
会長

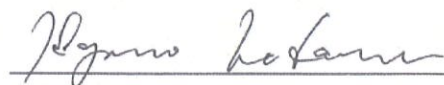
Witnesses:



Dr. Klaus Paehler
バリ・ヌサドゥアロータリークラブ会員
国際奉仕委員会委員長



Hirokazu Yoshida
東京麹町ロータリークラブ会員
国際奉仕委員会委員長



Kazunori Nakamura
東京麹町ロータリークラブ会員
国際奉仕委員会委員